

●金沢市内川第1建設発生土処理施設への搬入フロー

H31.4月より手続きを変更します。

- ①搬入申請書等の内容が変更(押印不要など)
- ②搬入申請書・委託届を金沢市道路建設課へメール提出(紙提出も可)
(金沢建設業協同組合へ提出しないでください。)
- ③変更申請時も当初申請時と同様の手続き
(伝票の即日発行はできません。約1週間の余裕を持って申請してください。)

※平成31年3月末までに一部手続済みの場合でも、
未手続分については、変更後の手続きで進めてください。
(例. 3月に当初申請→組合へ提出、4月に変更申請→道建へ提出)

